

「福祉型信託」の活用とその担い手

筑波大学法科大学院
新井 誠

I 福祉型信託とは

- 1 付帯決議の位置づけ
- 2 わが国の「財産管理」の現状
 - ① 高齢社会の進展
要保護者の増加
「地縁血縁」の崩壊
 - ② 改正信託法の内実
 - ③ 成年後見法の利用状況
 - ④ 年金制度のバックアップ
- 3 「個人信託・民事信託」普及の必要性
付帯決議はその政治的表現
- 4 福祉型信託とは
- 5 転換機能

II 受託者の役割

- 1 身上監護的配慮の必要性
- 2 信託と後見との役割分担と連携
- 3 既存の業界の対応
 - ① 信託業界
信託銀行
信託会社
 - ② 弁護士会
 - ③ 司法書士会（リーガルサポート）
- 4 新しい担い手のモデル

III 検討事項

- 1 信託業法以外
 - ① 信託法
 - ② 公益信託法
 - ③ 成年後見法
- 2 信託業法

① 参入規制

② 行為規制

③ 監督

IV 結論 - 金融審の役割